⑬　ＵＲ賃貸住宅団地内一般清掃等業務（男山団地）一式
⑭　ＵＲ賃貸住宅団地内一般清掃等業務（膳所公園団地他１団地）一式
⑶　調達案件の仕様等　入札説明書による。
⑷　履行期間　平成31年４月１日から平成36年３月31日まで
⑸　履行場所　入札説明書による。
⑹　入札方法　上記１⑵の件名ごとにそれぞれ入札に付する。落札者の決定は、総合評価落札方式をもって行うので総合評価のための書類を別途提出すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の８に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

２　競争参加資格

⑴　下記１）に掲げる資格を満たしている単体企業又は２）に掲げる資格を満たしている共同企業体であること。

１）単体企業

①　独立行政法人都市再生機構会計実施細則第331条及び第332条の規定に該当する者でないこと。
②　独立行政法人都市再生機構西日本地区における平成29・30年度物品購入等業務に係る競争参加資格を有している者で、役務提供の業種区分の認定を受けていること。

２）共同企業体

①　上記１）に掲げる条件を満たしている者により構成される共同企業体であって、「競争参加者の資格に関する掲示」（平成30年９月19日付西日本支社長）に示すところにより独立行政法人都市再生機構西日本支社長から本業務に係る共同企業体として競争参加資格の認定を受けているものであること。
②　共同企業体は、各構成員が優れた技術を有する分野を分担するものとし、必要以上に細分化しないこと。

⑵　競争参加資格確認申請書の提出期限の日から開札の時までの期間に、独立行政法人都市再生機構西日本支社から指名停止の通知を受けていないこと。
⑶　当該業務と同等の業務に係る履行実績があることを証明した者であること。
⑷　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（一般競争参加資格の再認定を受けた者を除く。）
⑸　暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者もしくはこれに準ずる者でないこと。
⑹　その他当社が必要と定める資格を有する者であること。

３　総合評価に係る事項

⑴　総合評価の方法

①　価格と価格以外の要素がもたらす総合評価は、当該入札者の入札価格から求められる下記②の「価格評価点」と下記③及び④により得られた「技術評価点」との合計値をもって行う。
②　価格評価点の算出は、以下のとおりとし、満点は50点とする。

価格評価点＝50×（１－入札価格／予定価格）　※小数点第３位切捨て

③　技術評価点の算出は、申請書及び資料の内容に応じ、評価項目毎に評価を行い満点は100点とする。　※評価員の単純平均とし、小数点以下第３位四捨五入
④　本業務に係る「業務実績評価結果（平成28年11月実施）」「業務実績評価結果（平成29年11月実施）」「業務実績評価結果（平成30年11月実施予定）」の「要改善」評価の割合に応じて、技術評価点合計点から減点することとする（各年度対象の事業者は合算の上評価）。

⑵　落札者の決定方法　入札価格があらかじめ作成した予定価格の制限の範囲内である者のうち、上記⑴によって得られる数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内で、発注者の求める最低限の要求要件を全て満たした他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者とすることがある。

なお、評価値の最も高い者が２者以上あるときは、くじ引きにより落札者となるべき者を決定する。

落札者となるべき者の入札価格が、当社の予定価格の基準に満たない場合には、落札決定を保留し、当該業務の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるか否かについて、当該入札を行った者に対する事情聴取等の調査を実施する。

４　入札手続等

⑴　入札説明書の交付期間及び交付方法

①　交付期間　平成30年９月19日（水）から平成30年11月29日（木）まで
②　交付方法　入札説明書、仕様書、競争参加資格確認申請書等その他入札関係書類、契約書等は独立行政法人都市再生機構ホームページからダウンロードすること。

⑵　申請書及び資料の提出期間、提出場所及び提出方法

①　提出期間　平成30年９月19日（水）から平成30年10月11日（木）までの土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）を除く毎日、午前10時から午後４時まで
②　提出場所　〒604―8171 京都府京都市中京区烏丸御池下ル虎屋町566―１　独立行政法人都市再生機構業務受託者　株式会社ＵＲコミュニティ　京都住まいセンター　お客様相談課　電話075―256―3663
③　提出方法　上記１⑵の件名別に作成し、あらかじめ提出日時を連絡のうえ、内容を説明できる者が持参すること。（郵送又は電送によるものは受け付けない。）

⑶　入札書の提出期限、提出先及び提出方法

①　提出期限　平成30年11月27日（火）
②　提出先　〒604―8171 京都府京都市中京区烏丸御池下ル虎屋町566―１　独立行政法人都市再生機構業務受託者　株式会社ＵＲコミュニティ　京都住まいセンター　総務収納課　電話075―256―3663
③　提出方法　上記１⑵の件名別に作成し、同日必着での一般書留郵便による郵送とし、提出先への持参又は電送によるものは受け付けない。

⑷　開札の日時及び場所

①　日時　平成30年11月29日（木）（開札時間については、別途通知による）
②　場所　独立行政法人都市再生機構業務受託者　株式会社ＵＲコミュニティ　京都住まいセンター
※入札は郵送による事前受付のみとし、開札時の立会いは不要とする。

なお、⑸の手続に移行することとなった場合は、開札の日時及び場所は⑸④によるものとし、その旨別途通知する。

⑸　追加公募手続への移行　本件業務において、入札に参加する者が関係法人（関係法人が代表者となる共同企業体を含む）１者の場合は、再公募に準じて、開札を中断し、以下の追加公募手順を踏まえたところで開札を行う。なお、当初の入札者は、申請書、資料並びに入札書の再提出は必要ない。

①　追加公募手続による入札説明書の交付期間及び交付方法
イ　交付期間　平成30年11月29日（木）から平成31年２月７日（木）まで
ロ　交付方法　入札説明書、仕様書、競争参加資格確認申請書等その他入札関係書類、契約書等は独立行政法人都市再生機構ホームページからダウンロードすること。

②　追加公募手続による申請書及び資料の提出期間、提出場所及び提出方法
イ　提出期間　平成30年11月29日（木）から平成30年12月21日（金）までの土曜日、日曜日及び休日を除く毎日、午前10時から午後４時まで
ロ　提出場所　〒604―8171 京都府京都市中京区烏丸御池下ル虎屋町566―１　独立行政法人都市再生機構業務受託者　株式会社ＵＲコミュニティ　京都住まいセンター　お客様相談課　電話075―256―3663
ハ　提出方法　上記１⑵の件名別に作成し、あらかじめ提出日時を連絡のうえ、内容を説明できる者が持参すること。（郵送又は電送によるものは受け付けない。）